

Ⅶ 最近における密輸の動向

昭和54年における関税法犯則事件（密輸事犯）の摘発件数は前年に比べ大幅に増加したが、なかでも麻薬類、けん銃等のいわゆる社会悪事犯の急増したことが目立っている。

1. 取締対象

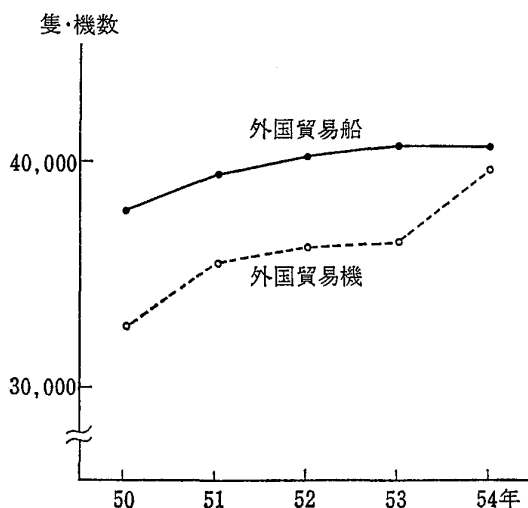
(1) 外国貿易船、貿易機の入港隻（機）数

外国貿易船の入港隻数は、ここ数年来、ほとんど横ばいに推移してきたが昭和54年においても4万隻余りで前年とほぼ同数となっている。一方、外国貿易機の入港機数は逐年増加の傾向を示してきたが、昭和54年における入港機数は4万機弱で、前年に比べ約9%の伸びを示し、過去数年間で最高の伸び率となっている。（第1図）

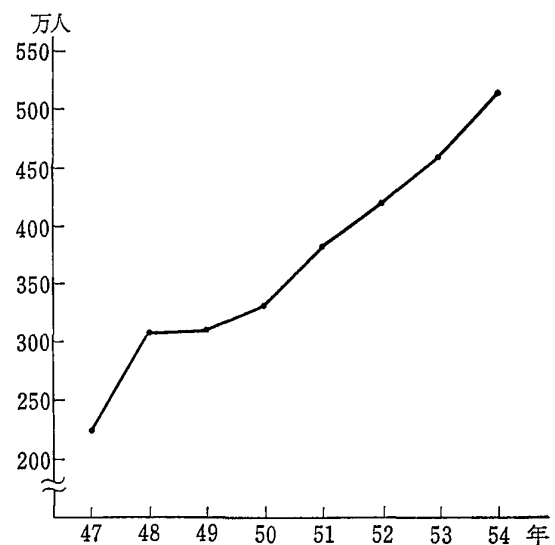
(2) 入国旅客数

入国旅客数は海外旅行の一般化を背景に毎年大幅に増加してきたが、昭和54年においては、総数515万5千人と同年に比べ12.9%の伸びを示しており、10年前の昭和45年に比べ約3倍の入国者数を記録している。このうちの大部分は航空機を利用した旅客であるが、主要港別にみると、成田空港は316万人と入国旅客総数の約61%を占め、伊丹空港は122万人（対前年比23.5%増）と全体の約24%となっている。（第2図）

第1図 年別外国貿易船（機）の入港状況



第2図 旅客の推移



2. 密輸の一般動向

(1) 検挙件数の推移

関税犯則事犯の検挙件数は逐年減少傾向にあつたが、昭和54年は5,829件で対前年比34%増と大幅な増加を示した。これは主としてわいせつ物品の密輸入が対前年比2.5倍と著しく増加したことによるものである。このほか個人の携帯密輸入も対前年比20%増と増加したが、特に注目すべきことは、麻薬類、けん銃等の社会悪物品の密輸入が261件に上り、対前年比も60%増と大幅に増加していることである。

(2) 密輸品の仕出地・仕向地

昭和54年中における密輸入の仕出地別検挙件数をみると、アメリカからのものが2,352件（全体の46%）と依然第1位を占め、次いで香港、台湾、韓国の順となっている。アメリカからのものが第1位となっているのは、ここ数年間変わっていないが、昭和54年は、2,352件で前年に比べ2.5倍の増加となつた。これは、主として旅行者がわいせつ物品を密輸入する事犯が増加したことによるものである。

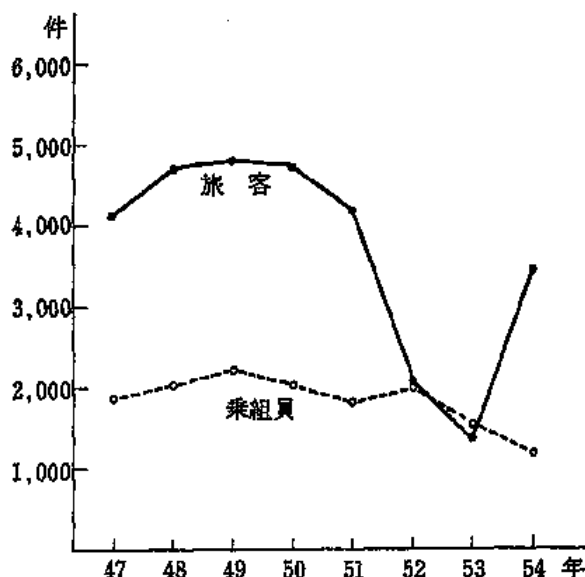
密輸出については、逐年減少傾向にあり、昭和54年においても391件と対前年比75%となつたが、その大部分は韓国向けであり全体の88%を占めている。

(3) 密輸品の品目動向

昭和54年中の密輸入物件の総価額は、総計17億8千5百万円で、機械器具類が2億1千6百万円で全体の12%を占めて第1位、次いで貴石及び貴金属製品の1億7千3百万円、次いで時計、食料品、通貨、繊維製品の順となっている。

一方、密輸出物件の総価額は7億3千2百万円で、そのうち機械器具類が3億4千8百万円で全体の48%を占め、次いで金地金の2億1百万円が全体の27%となっている。

第3図 旅客・乗組員密輸検挙件数の推移



(4) 犯則型態別の動向

旅客による携帯密輸入事犯は、ここ数年来減少傾向にあつたが、昭和54年は3,491件で全体の60%を占め対前年比153%増と増加に転じた。その主なものはわいせつ物品のほか、貴石・貴金属製品、時計等である。

乗組員による携帯密輸入事犯は、ここ数年来、ほとんど横ばいの状態であつたが、昭和54年においては、1,216件で前年に引き続き減少傾向を示している（第3図）。

企業が不正な申告によつて関税等を免れようとする事犯を財政事犯とよんでいるが、昭和54年中においては、大口な事犯はみられなかつたものの、中規模程度の事犯はなお後を絶っていない。昭和54年中の財政事犯は44件で、摘発された物件の総価額は13億7千5百万円に上つている。その主なものは、申告価格を低価に偽つて関税を免れる事犯、品名を偽つて輸入申告をし関税を免れる事犯及び特惠関税制度を悪用し原産地を偽つた輸入申告により関税を免れる事犯等多種多様に上つている。

(5) 処分件数の推移

関税法犯則事件の多くは、行政的な処分すなわち税関長の通告処分によつて処理されている。通告処分は、税関長に罰金相当額を納付することによつて完結し、刑事罰を問疑されないこととなるものである。

昭和54年中の通告処分件数は6,109件で、罰金相当額は3億8千3百万円となっている。

一方、犯則の情状が懲役の刑に処すべきものであるとき、または犯則者が通告処分の罰金相当額を納付しなかつた場合等には、検察官に告発されることとなる。告発される事件は、大規模、悪質なもの、特に社会悪物品に係る事件がその多くを占めている。昭和54年中の告発件数は、社会悪事犯が大幅に増加したこともあつて213件と前年に比し13%増となつた。（第1表）

第1表 処 分 件 数 等 表

年別(暦年)		昭 和 50 年	51	52	53	54
区 分	告発件数	206	214	169	189	213
	通告件数	10,122	9,078	6,704	4,831	6,109
罰金相当額(千円)		916,277	829,133	915,345	378,869	383,288

(注) 1. 告発には不履行告発を含む。 2. 罰金相当額には内国消費税の罰金相当額を含む。

3. 麻薬類(大麻, 覚せい剤を含む。)の密輸動向

(1) 麻薬事犯

昭和30年代前半における麻薬乱用時代は, 麻薬関係法令の罰則強化, 麻薬撲滅の広報活動の積極化, 取締体制の強化等により急速に収束した。

麻薬事犯は昭和45年頃から再び増加の兆しを示しているが, 急激な増加とはなっており, 昭和54年中における押収数量はヘロイン86g, 生あへん36gとなつてゐる。しかしながら, 東南アジア方面における麻薬事情は依然として改善されておらず同地域においてはヘロイン等を比較的容易に手に入れることができること, また, 覚せい剤, 大麻の濫用が, ヘロイン, モルヒネの濫用に移行していくことも十分考えられるため, 今後とも麻薬の密輸入には十分な警戒が必要である。

(2) L・S・D事犯

昭和45年に麻薬取締法の一部改正が行われL・S・D(リゼルギン酸ジエチルアミド及びその塩類)が麻薬に指定された。この合成麻薬は幻覚剤の一種であり, L・S・D事犯は昭和47年をピークに近年は徐々に減少傾向にあり, 昭和54年には, わずか2錠の押収数量であるが, L・S・Dは微量で幻覚作用を引き起こすこと, 大麻と同様, 青少年が興味本位に手を出すことが考えられ, なお細心の取締りが必要である。

(3) 大麻事犯

世界的な大麻のまん延に伴い, 密輸入事犯は, 昭和40年代後半から増加を続け, 昭和52年には押収数量は76キログラムに達した。昭和54年においては, 押収数量は9キログラムと減少傾向にあるが, 検挙件数は140件と53年の69件に比べ2倍となつてゐる。これは, 従来のように, 数キログラムに及ぶ大麻をスーツケースの二重底等に隠匿して密輸入するケースが減少し, 学生, サラリーマン等が海外旅行に際し, 興味本位で自分が使用する目的で少量の大麻を密輸入するケースが目立っているからである。

(4) 覚せい剤事犯

国内における覚せい剤事犯は, 第2次大戦後「ヒロボン」の名称で濫用された昭和20年代後半の第1期濫用時代が, 覚せい剤取締法の制定, 積極的な濫用防止広報活動により一時根絶に近い状況となつたが, 昭和45年以降再び増加傾向を示し, 昭和48年に罰則の強化が図られたにもかかわらず, 第2期濫用時代と呼ばれるほどの状態となつてゐる。

最近では, 濫用者が一般のサラリーマン, 家庭の主婦, 青少年層にまで拡がっており, さらに覚せい剤の薬理作用による幻覚, 妄想等による殺人, 傷害等の第2次犯罪を引き起こし大きな社会問題となつてゐる。

これらの覚せい剤は, 密輸入によるものがほとんどであり, 昭和54年には, 検挙件数59件, 押収数量も57キログラム(末端価格171億円)に達し, 未だ全く減少の兆しを見せていない。一説によると国内の覚せい剤需要量は2トンから3トンともいわれており, これら覚せい剤密輸・密売が暴力団の重要な資金源となつてゐると考えられる。

覚せい剤密輸の仕出地は, 従来から韓国, 香港, 台湾であつたが, 最近では韓国仕出しのものがほとんどであり, 昭和54年においては全覚せい剤押収数量の96%が韓国からのものとなつてゐる。

従来, 覚せい剤事犯は, 成田空港(成田空港開港前は羽田空港), 伊丹空港等といった空港を経由して, スーツケースの二重底, 身辺への隠匿という方法で密輸するケースが多かつたが昭和53年頃から, 船舶の乗組員が運び屋

となるケースが増加するとともに、取締りが手薄と見られがちな地方の海港からの密輸入が目立つてきている。さらに、旅行者の別送品、通常の輸入貨物の中に覚せい剤を混入させるケースも目立つてきており、空港、海港を問わず、今後とも取締りの最重点対象として厳重な警戒が必要である。（第2表、第3表）

第2表 麻薬類に係る押収件数及び押収量

年別 単位		51年	52	53	54
区分					
1 . 押 収 件 数	件	146	124	172	255
2 . 押 収 数 量					
(内 訳)					
ヘ ロ イ ン	g	2,027.4	81.1	886.4	86.9
モ ル ヒ ン	g	417.8	3,776.6	120.4	-
生 あ へ ん	g	147.2	-	705.3	36.5
シ . S . D	錠	47	23	26	2
大 麻 樹 脂	g	4,293.2	500.8	7,133.6	1,388.4
大 麻 た ば こ	本	29	92	15	128
大 麻	g	74,096.7	75,794.7	10,508.4	8,939.7
覚 せ い 剤	g	33,059.3	60,027.0	47,869.2	56,656.5
(含覚せい剤原料)					
そ の 他	g	79.3	23.6	0.3	135.5

第3表 覚せい剤に係る仕出地別検挙件数及び押収数量

年別 単位		51 年	52	53	54	前年比 (%)
仕出地						
韓 国	件	17	17	32	48	150.0
	g	6,537	18,906	27,692	54,487	196.8
香 港	件	11	11	10	5	50.0
	g	23,493	13,061	8,994	1,703	18.9
台 湾	件	4	2	4	2	50.0
	g	810	24,596	9,116	456	5.0
タ イ	件	1	4	3	-	-
	g	1,250	2,440	617	-	-
そ の 他	件	5	2	4	4	100.0
	g	969	1,024	1,450	11	0.8
計	件	38	36	53	59	111.3
	g	33,059	60,027	47,869	56,657	118.4

4 . 鉄砲類の密輸動向

鉄砲類の密輸入は、暴力団の武装化に直接結び付くなど、社会に著しい害悪を及ぼすところから、麻薬類とともに最重点取締目標として、他の取締機関との連携を保ちながら厳重な取締りを行つていところである。

最近における銃砲類の押収数量は昭和51年の115丁をピークに漸減傾向にある。昭和54年には押収数量62丁であり1度に何10丁ものけん銃を密輸入したケースはなかつたが、検挙件数は34件と前年の19件に比べ著増している。

仕出地別でみると、アメリカからのものが最も多く、次いでフィリピン、タイの順となつている。犯則手口は、従来のスーツケースの二重底等に隠匿するケースに加え、木製テーブル台の中、木彫像の中、具細工製置物の中等に隠匿するケースなどその手口はますます巧妙化している。（第4表、第5表）

第4表 銃砲類に係る検挙件数及び押収数量

年 別 区 分	51 年	52	53	54	前年比 (%)
検挙件数(件)	39	31	19	34	178.9
押収数量(丁)	115	86	79	62	78.5

第5表 銃砲類に係る仕出地別検挙件数及び押収数量

年別 単位 仕出地		51 年	52	53	54	前年比 (%)
米 国	件	9	4	3	13	433.3
	丁	41	4	4	25	625.0
フィリ ピ ン	件	2	6	3	7	233.3
	丁	4	8	9	19	211.1
タ イ	件	11	7	4	3	75.0
	丁	39	37	53	3	5.7
フランス	件	-	3	1	1	100.0
	丁	-	3	1	1	100.0
そ の 他	件	17	11	8	10	125.0
	丁	31	34	12	14	116.7
計	件	39	31	19	34	178.9
	丁	115	86	79	62	78.5

5. 密輸取締りの方策

税関では、麻薬類、銃砲等の社会悪事犯は、水際線での取締りが最も効果的であるとの認識の下に、社会悪事犯の検挙を最重点目標の一つとして厳重な取締りを行っているととる。

この方法として、昭和54年に、成田空港に始めて麻薬犬を導入し、人間の数万倍といわれる犬の嗅覚を麻薬類の摘発に利用することとした。今後、麻薬犬は、成田空港以外の空港、各地の海港において、さらには外国郵便物に対しても使用する予定であり、大きな効果があるものと期待される。銃砲類については、金属探知器の活用による密輸入の発見に努めているところであるが、線装置の導入を予定しており、より一層の取締り効果があるものと期待している。

さらに、密輸摘発には、密輸情報の入手が効果的であることから、情報活動の強化、たとえば、各税関間の情報交換のほか、

国内他取締機関との積極的情報交換

国際的な情報交換活動の充実

等により、犯則摘発により一層の努力を払わなければならないと考えている。

(関税局監視課)